

日下川流域 が「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、 「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」 に指定されました。（令和6年12月3日）

特定都市河川浸水被害対策法とは？

著しい浸水被害が発生する恐れがある都市部の河川及びその流域等について、浸水被害の防止のための対策を推進する法律です。

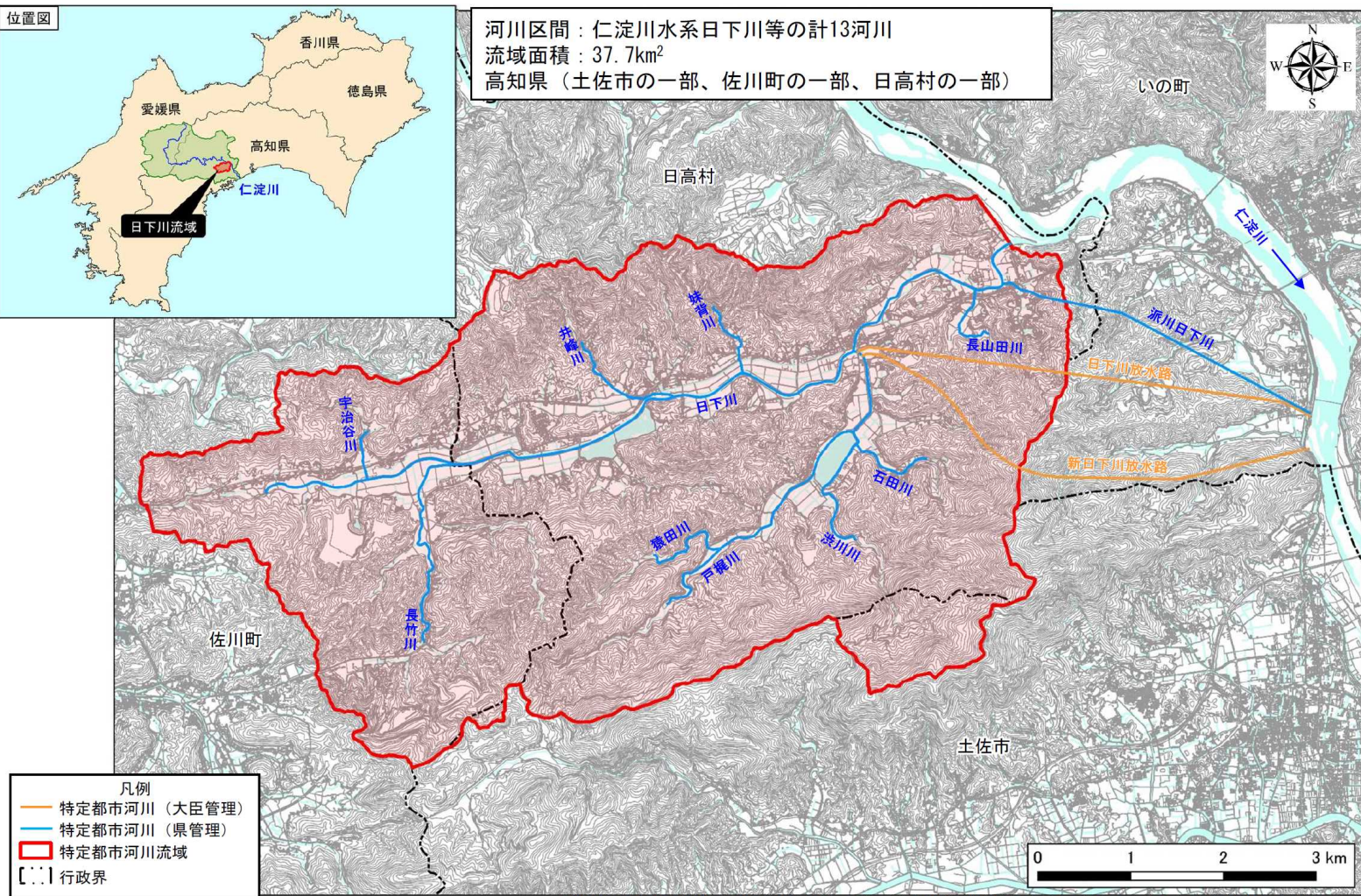
なぜ日下川流域を指定するの？

近年、全国各地で毎年のように水災害が発生しており、日下川流域でも、平成26年8月台風第12号、第11号により甚大な浸水被害が発生しました。さらに今後も、気候変動の影響により水災害の激甚化・頻発化が予測されてます。河川管理者だけでなく流域の関係者が協働して水害に強いまちづくりを目指して、流域治水を本格的に実践するため、令和6年12月3日に国土交通大臣から「特定都市河川」の指定を受けました。

「特定都市河川」に指定されるとどうなるの？

堤防の整備、河道掘削などのハード整備を加速していきます。加えて、国・県・市町村・企業等あらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえた「まちづくり・住まいづくり」、「流域における貯留・浸透機能の向上等」を推進していきます。そのうちの1つとして、雨水が河川に流れ込む量を現在よりも増やす行為について、許可が必要となります。

日下川 特定都市河川流域 位置図



令和7年7月1日から、

特定都市河川流域で **雨水浸透阻害行為** を行う際には
流出抑制のための許可が必要 になります。

- 特定都市河川に指定されると、流域内の土地で行う**1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為**に対して、流域市町村（土佐市、佐川町、日高村）の**許可が必要**になります。
- 許可にあたっては、技術基準に従った**雨水を貯留・浸透させる対策が必要**になります。

許可が必要となる雨水浸透阻害行為の例

例1) 田んぼを畑に変更



例2) すでに舗装された土地にコンビニを設置



規模にかかわらず **許可 不要**

例3) 畑を締め固める



締め固めた面積が**1,000㎡以上**の場合 **許可 必要**

例4) 原野を造成してコンビニを設置



コンビニ関係の面積が**1,000㎡以上**の場合 **許可 必要**

例5) 畑にビニールハウスを設置



ハウス内に舗装などしない場合 **許可 不要**

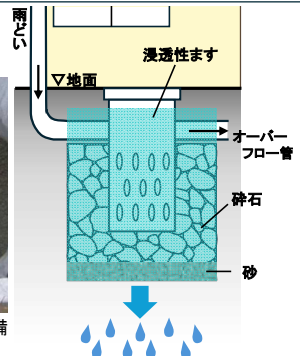
舗装などをする面積が**1,000㎡以上**の場合 **許可 必要**

雨水貯留浸透施設の例

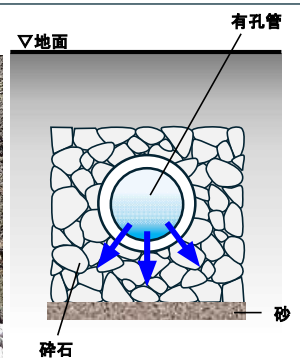
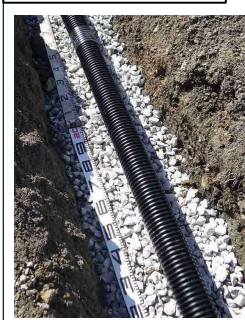
浸透ます



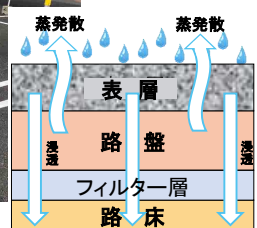
出典：雨水貯留浸透施設整備に係る事例集



浸透トレンチ



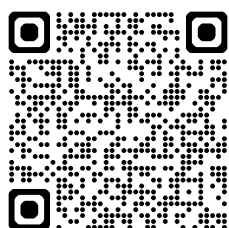
透水性舗装



雨水浸透阻害行為の申請に必要な
となる様式類はこちらのウェブ
サイトをご確認ください。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024120200063/>

(高知県河川課ウェブサイト)



「特定都市河川浸水被害対策法」や「流域治水」に関する
より詳細な情報はコチラから

■国土交通省ウェブサイト:

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/index.html>

(特定都市河川の指定による流域治水の本格的実践・国土交通省)

■四国地方整備局 高知河川国道事務所ウェブサイト:

<https://www.skr.mlit.go.jp/kochi/ryuikitisui/tokuteitoshi.html>

(特定都市河川に関するページ)

お問合せ先

高知県 土木部 河川課 計画担当：TEL(088)823-9838

国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所：TEL(088)833-0111(代)

【各市町村の雨水浸透阻害行為に関する申請窓口】

・土佐市 建設課 TEL(088)852-7694

・佐川町 建設課 TEL(0889)22-7712

・日高村 建設課 TEL(0889)24-5114



流域治水